

令和8年度 大空町認定こども園利用申込みのご案内

令和8年4月1日から町内の認定こども園を利用するには、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じて、町から教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、要件等を審査し認定後、町から「支給認定証」を交付します。

なお、毎年状況を把握する必要があることから、継続利用の場合も提出していただき確認を行います。

●保育の必要性の認定区分（大空町内施設）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上の	なし	認定こども園めまんべつ 認定こども園ひがしもこと
2号認定	小学校就学前子ども	あり	
3号認定	満3歳未満 (満6か月以上の乳児)		

1. 利用資格

◇1号認定（教育標準時間認定・13時降園）の場合…事由不問

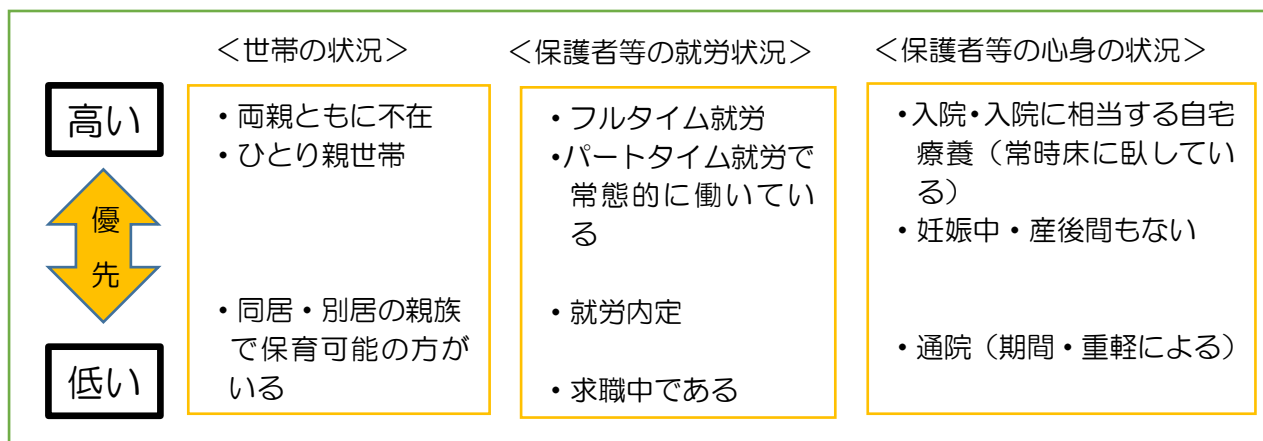
◇2号・3号認定（保育認定・16時または18時半降園）の場合…保育を必要とする事由

（保護者のいずれもが、下表の事由の何れかに該当しているため、保育ができない場合）

保育を必要とする事由	状 況
就労	1カ月あたり48時間以上の労働に従事していることが常態であること
妊娠・出産	母親が妊娠中であるか、または出産後間がないこと
疾病・障害	肉体的または精神的に疾病やけが・障がい有していること
介護等	同居又は長期入院している親族を常時介護・看護していること
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること
求職活動	求職活動中の場合
就学	学校・専修学校等・各種学校に在学中であること
虐待やDV	虐待やDVのおそれがあると認められること

※各種要件を満たしている場合であっても、利用申込の状況により調整を行い、希望する施設の利用ができない場合があります。調整は、保育の必要性の程度及び家庭等の状況を総合的に審査し、必要性が高いと判断された子どもが優先的に利用できるような行なうものです。

【保育の必要性の基準（目安）】



2. 保育の必要量・利用時間

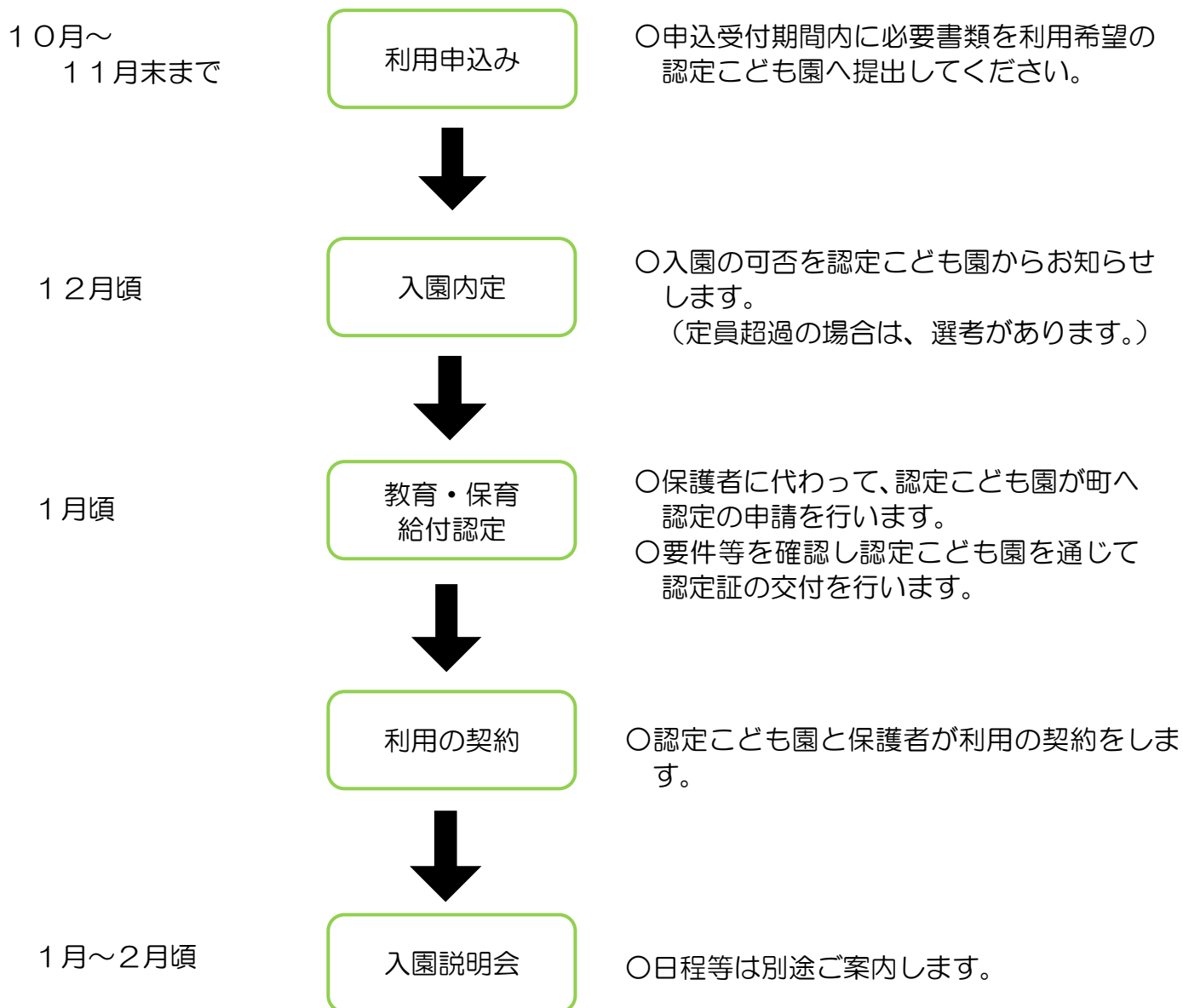
教育・保育給付認定において、保育の必要性が認定された場合は、あわせて「保育の必要量」の認定がされます。保育の必要量とは、保育を利用できる時間のことで、保護者の就労時間や保育を必要とする事由に応じて利用できる時間が異なります。

保育標準時間 （7時半～18時半）	1日 最大11時間 の中で保育を必要とする時間 （事由）月120時間以上の就労など
保育短時間 （8時～16時）	1日 最大8時間 の中で保育を必要とする時間 （事由）月120時間未満の就労等、求職活動など

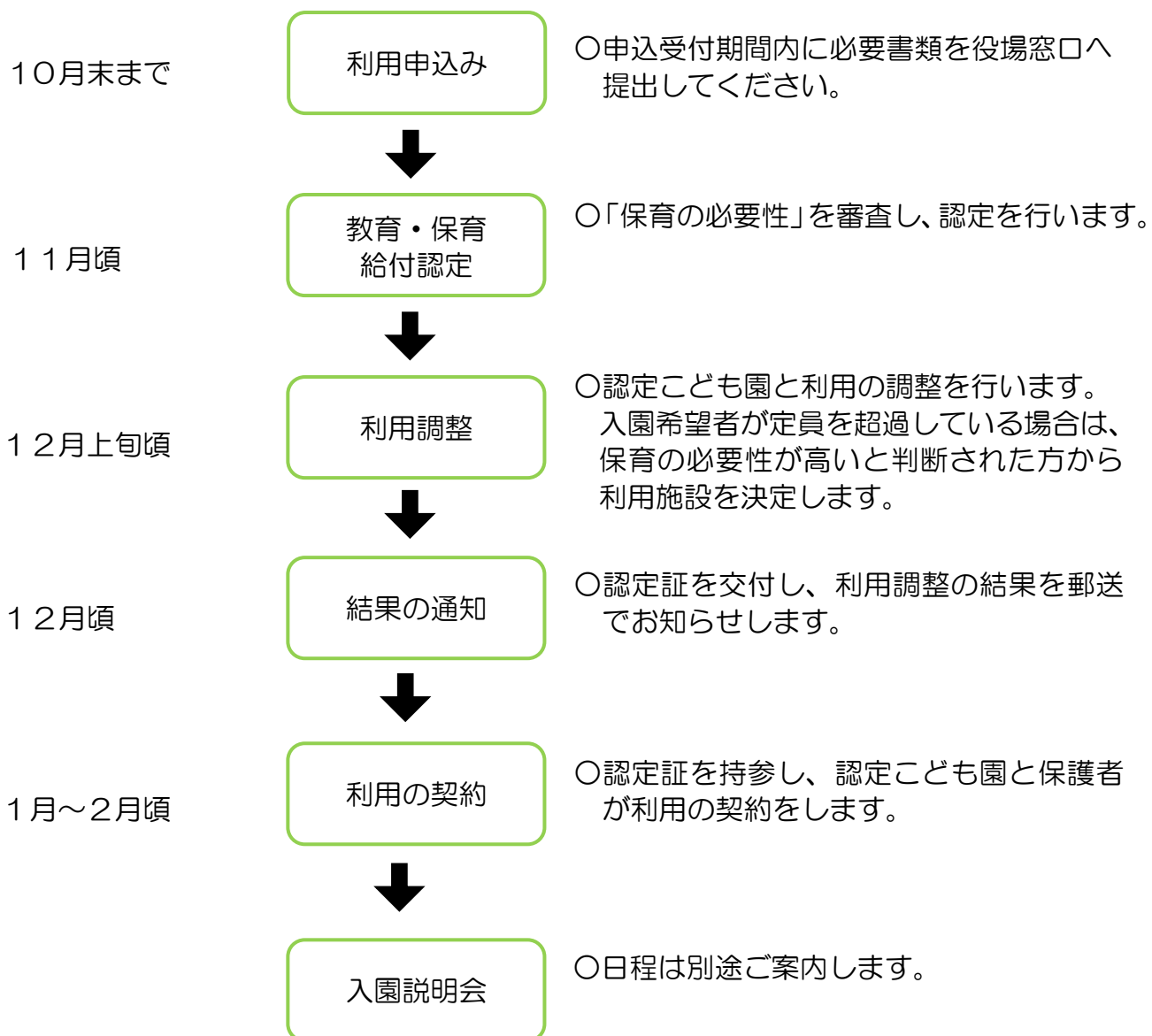
3. 入所までの手続き

(1) 4月から利用の場合

1号認定の場合（13時までの利用）



2号・3号認定の場合（16時または18時半までの利用）



（2）年度途中からの利用の場合

申し込みは、随時受け付けています。利用希望日の2か月前より申し込みが可能です。利用を希望する場合は、提出先までお問い合わせください。

※お問い合わせ時点での利用状況により、希望する保育施設を利用できない場合もあります。

(3) 提出先

1号認定 13時までの利用	希望の認定こども園 (認定こども園めまんべつ、認定こども園ひがしもこと)
2号・3号認定 16時または 18時半までの利用	大空町役場 福祉課福祉グループ (0152-77-8083) 東藻琴総合支所 住民福祉課福祉グループ (0152-67-7113)

4. 申請及び利用申込に必要なもの

対象者		必要書類
申込者全員		・ 保育の必要性の認定申請書兼現況届
保育を必要とする事由	就労	・ 就労証明書 ・ 就労状況申立書（自営業・内職の方のみ必要）
	妊娠・出産	・ 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が確認できるページ）
	疾病・障害	・ 診断書や障害者手帳などの写し
	介護等	・ 診断書や介護保険証の写し
	災害復旧	・ 申立書や状況が確認できる書類
	求職活動	・ 申立書や状況が確認できる書類
	就学	・ 在学証明書や職業訓練を受けることを証明する書類
	その他	・ 申立書や保育が必要となる状況が確認できる書類

※兄弟姉妹など同時申込の場合は、保育を必要とする事由の必要書類は、“保護者それぞれ1枚ずつ”提出してください。

※その他、認定に必要な書類の提出を求める場合があります。

5. 保育料

令和8年度の保育料は、市町村民税所得割課税額をもとに、年2回に分けて保育料等を決定します。

○1回目：4月～8月分保育料

令和7年度の課税額により算定し、令和8年4月上旬ごろに決定

○2回目：9月～3月分保育料

令和8年度の課税額により算定し、令和8年8月下旬ごろに決定

階層区分	3歳未満児		3歳以上児
	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	0円	
市町村民税所得割課税世帯	13,500円	9,000円	

※3歳未満児は、2子目以降無料です。

※ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯・準要保護世帯）の一部の世帯は、1子目半額となる場合があります。

※月途中の入退所の場合は、日割りとなります。

6. 町内の認定こども園

大空町認定こども園めまんべつ			
区分	1号認定	2号・3号認定	
		保育標準時間	保育短時間
開園時間	8：00～13：00	7：30～18：30 ※8：00～17：00 （土曜日のみ）	8：00～16：00
開園日	月曜日～金曜日 （祝日等を除く）	月曜日～土曜日（祝日等を除く）	
休園日	日曜日・開園記念日・祝日・年末年始・園で指定した日		
	・土曜日 ・夏季休業日 ・冬季休業日 ・春季休業日		
住所	大空町女満別中央341番地の1		
電話番号	0152-77-3371		

大空町認定こども園ひがしもこと			
区分	1号認定	2号・3号認定	
		保育標準時間	保育短時間
開園時間	8：00～13：00	7：30～18：30 ※8：00～17：00 (土曜日のみ)	8：00～16：00
開園日	月曜日～金曜日 (祝日等を除く)	月曜日～土曜日（祝日等を除く）	
休園日	日曜日・開園記念日・祝日・年末年始・園で指定した日		
	・土曜日 ・夏季休業日 ・冬季休業日 ・春季休業日		
住所	大空町東藻琴389番地の54		
電話番号	0152-67-6301		

7. 問い合わせ等

ご不明な点等は、下記までお問合せください。



大空町役場 福祉課福祉グループ (0152-77-8083)
東藻琴総合支所 住民福祉課福祉グループ (0152-67-7113)